

区画整理ニュース

号 外

平成17年8月19日

【発行者】

宗像市 都市建設部
赤間駅周辺整備室

今号の内容

移転補償特集

移転補償とは？
移転補償の流れ

移転補償の種類と主な内容
今後のスケジュール

裏面もご覧ください。

いよいよ、赤間駅北口土地区画整理事業の施行に伴って、建物等の移転のための準備が始まります。今回の区画整理ニュースは、建物等の移転に際して、市が行う「移転補償」についての特集です。

移転補償とは？

土地区画整理事業では、一般的に、現在あるほとんどの建物や工作物を移転した後に、新しい宅地や道路などを造ることになります。

この事業に伴い、現在ある建物、工作物などを移転するための費用や、事業区域内に住んでいる人が一時的に仮住居(仮住まい)するための費用など、移転のために通常必要と認められる費用についての補償を、「移転補償」といいます。

事業計画上、移転の必要がない一部の建物は「不動建物」となります。この「不動建物」については、別途、換地設計(案)の発表の際にお知らせします。

「建物等調査」にご協力ください

建物や工作物などの移転に必要な補償金を算定するため、市が委託した建物調査会社の社員が「建物等調査」を行います。

この調査では、建物や工作物などの大きさ、構造、材質などを調べるため、建物内のすべての部屋に入り、実際に寸法を測ったり、写真を撮ったりします。また、移転が必要とされる家具や、敷地内の庭木などについても調査します。あわせて、営業をされている方については、その内容などについて調査します。

今年度は、AブロックとBブロックの一部(裏面のスケジュール参照)について、8月下旬から随時、調査を行います。

調査の日程などについては、後日、市職員が戸別にお伺いし、調整します。正確な資料作りのため、みなさまのご協力をよろしくお願ひします。

【ご注意】 「建物等調査」にお伺いする建物調査会社の社員は、市が発行する調査員証を携行します。訪問の際は、必ず調査員証をご確認ください。不審な点がありましたら、すぐに赤間駅周辺整備室までご連絡ください。



移転補償の種類と主な内容

建物移転料	建物を移転するために要する費用(撤去費用などを含みます)
工作物移転料	門・塀などの工作物を移転するために要する費用(撤去費用などを含みます)
立竹木移転料	庭木などを移転するために要する費用
動産移転料	家財道具、商品などの動産を移転するために要する費用
仮住居等の使用料	移転期間中、仮住居(仮住まい)などの使用に要する費用
家賃減収補償	移転期間中の家賃減収相当の額の補償
移転雑費	移転に要する法令上の手続き費用、移転通知費用などの諸々の雑費に要する費用
営業補償	移転期間中に営業を一時休止するために生じる損失などの補償

具体的な補償の内容については、個々の資産の種類や、利用の実態などによって異なります。

